

# 農山漁村振興交付金

林業振興課

# 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）

## ◇制度の概要

都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現のため、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する。

## ◇活性化計画

### 1. 計画概要

計画の名称：那賀町地区林業活性化計画	地区名：那賀地区
計画主体：徳島県	計画期間：令和3年度～令和6年度

### 2. 目標

那賀町林業の成長産業化による、地域の活性化を目指し、林業関係の収益向上を目標とする。その中でも成熟してきた木材の生産量を拡大させるため、林内路網を計画的に整備するとともに、高性能林業機械を導入し、安全で低コストな作業システムの確立と生産性の向上を図る。このことにより、那賀地区の農林水産物（木質チップ）加工施設の就業者の安定的な雇用を図り、定住人口の確保に努める。

## ◇事業の概要

### 1. 事業実施主体

那賀町

### 2. 事業費及び国庫交付金（令和3年度～令和5年度実施）

（1）基盤整備（林業・作業道） (単位：千円)

施設の名称	施設区分	補助率	事業費	交付金
①基幹作業道桑ノ木谷線				
②基幹作業道姥ヶ谷線	作業道整備 延長467m	1/2以内	170,010	83,628
③基幹作業道長安海川線支線				

（2）処理加工・集出荷貯蔵施設（農林水産物処理加工施設） (単位：千円)

施設の名称	施設区分	補助率	事業費	交付金
木材チップ加工施設	①製造工場建屋382m <sup>2</sup> ②資材倉庫180m <sup>2</sup> ③トラックスケール67m <sup>3</sup> ④移動式チッパー 1台	1/2以内	518,259	246,372

事業費合計 = 688,269千円 交付金合計 = 330,000千円

## ◇事業の評価（交付金要領抜粋）

- ・計画主体は、活性化計画に目標を記載した場合、目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性等について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するよう努める。
- ・事業活用活性化計画目標の各評価指標の達成率が**70%未満**である場合、計画主体は、その要因を分析し、推進体制及び施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、第三者の意見を聴いた上で、公表する。

## ◇評価指標

### I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
農村漁村における雇用の増大	計画的な林内路網の整備及び高性能林業機械の導入により、農林水産物（木質チップ）加工施設の安定的な雇用により定住人口を確保する。

### II 評価指標

第1評価指標（必須）	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
雇用者数(新規就業者等を含む) の増加	チップ工場関連での雇用 5人/年	チップ工場関連での雇用者数（5人）【目標値】 – チップ工場関連での雇用者数（0人）【現状値】）
第1評価指標の設定根拠		
(R4雇用者数 + R5雇用者数 + R6雇用者数) × 12か月 ÷ 12か月 ÷ 3年 ※雇用者数：年間通して雇用する雇用者 少数第二位以下四捨五入		
第2評価指標（任意）	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
木質チップ目標販売量の増加	木質チップ販売量 15,000 t /年	木質チップ販売量（15,000t/年）【目標値】 – 木質チップ販売量（0t/年）【現状値】）
第2評価指標の設定根拠		
3年目以降（R6～）木質チップ販売量 少数点以下四捨五入		
第3評価指標（必須）	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
チップ販売先の新規開拓	チップ販売先 2社	チップ販売先新規開拓企業数（2社）【目標値】 – チップ販売先新規開拓企業数（0社）【現状値】）
第3評価指標の設定根拠		
3年間（R4～R6）の新規開拓企業数合計		
評価期間（原則として3年間の効果発現状況を把握する期間）	評価報告予定期（評価期間の終了直後の9月末日まで）	
令和4年4月～令和7年3月（第1・第3評価指標） 令和6年4月～令和9年3月（第2評価指標）	令和7年（第1・第3評価指標） 令和9年（第2評価指標）	

## 事業活用活性化計画目標等評価報告書

ふりがな	なかちくりんぎょうかっせいかけいかく
活性化計画名	那賀地区林業活性化計画
ふりがな	とくしまけん
計画主体名	徳島県
計画期間	令和3年度～令和6年度
事業実施期間	令和3年度～令和5年度
活性化計画区域	那賀地区（徳島県那賀町）

### 1 事業活用活性化計画目標の評価等

#### （1）事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) C = B / A	備考
雇用者数（新規就業者等を含む）の増加	5	4	80	
チップ販売先の新規開拓	2	5	250	

(コメント)

雇用者数（新規就業者等を含む）が目標値を下回った要因は、町内で生産されたチップ向けの木材が想定どおり収集されておらず、木質チップ生産量が計画値の15,000 tに対して約8割の12,400 tに留まったためである。

#### （2）目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名	農林水産物処理加工施設	
事業内容及び事業量	木材チップ加工施設 ①製造工場建屋382m <sup>2</sup> ②資材倉庫180m <sup>2</sup> ③トラックスケール67m <sup>2</sup> ④移動式チッパー 1台	
事業実施主体	那賀町	
管理主体	木頭森林組合	
事業着手年度	事業竣工年度	供用開始日
令和3年度	令和5年度	令和6年3月22日
事業の効果	木質チップ加工施設の販売先を新規に開拓することで、安定的な売り上げを確保することができた。また、これに伴い、木質チップ工場関連での雇用を創出するにいたった。	

#### （3）総合評価及び今後の方針

(コメント)

新規就業者等の増加、チップ販売先の新規開拓とともに概ね目標を達成している。今後は、原木調達に注力し、生産量を増やすことで、雇用枠の拡大に努めたい。

## 2 活性化計画の目標の評価等

### (1) 活性化計画の目標の達成状況

活性化計画の 目標及び達成度	目標	木質チップ工場関連での雇用の確保	
	目標値	実績値	達成率
	A	B	C = B / A
	5	4	80%

### (2) 今後の方針

(コメント)

町外に流れていた町内産チップ向け木材を当チップ工場に集積する仕組みを整備し、生産量を増加させることで、雇用者数（新規就業者等を含む）の拡大を図る。

## <事業の流れ>

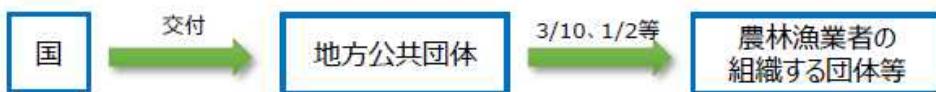
### <対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

### 3. 農山漁村活性化イノベーション等整備事業

- ① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

### <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 定住促進対策型、交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1      ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- 事業期間 原則3年間（最大5年間）



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

